２０２０年９月３０日

京都府知事

西脇　隆俊　様

公益社団法人 京都府視覚障害者協会

会長　　田　尻　　彰

京都府あん摩マツサージ指圧師会

会長　　武　秀樹

**新型コロナウイルス感染症に伴う、鍼灸マッサージ業に係る**

**要望書提出について**

謹啓

秋分の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は視覚障害者福祉の推進並びに鍼灸マッサージ業の発展にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般のコロナ禍において、鍼灸マッサージ師は深刻な影響を受けています。大幅な収入減に加え、衛生資材の入手等において医療従事者や介護事業者には支援が行われる中で、鍼灸マッサージ師はその範疇に含まれていません。そのため、収入減少に比べて支援が受けにくいという現状に置かれ、大きな困難を抱えながらの施術所経営を余儀なくされています。

この度、下記の要望をさせていただきますので、趣旨ご理解の上ご尽力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

謹白

記

１．鍼灸マッサージ業についても、医療機関や介護サービス事業所、障害者福祉サービス事業所等と同様に、各種支援金・慰労金などの給付対象としてください。

２．鍼灸マッサージ業について、医療機関や介護サービス事業所、障害者福祉サービス事業所等と同様の支援対象に位置づけ、業務上必要不可欠な衛生資材を優先的に入手できるようにしてください。

３．今後、PCR検査の実施拡大や新型コロナワクチン接種の開始にあたっては、鍼灸マッサージ師についても、直接患者と接する機会の多い医療機関従事者、介護サービス事業従事者等と同様の優先順位としてください。

４．京都府としても、鍼灸マッサージの施術費について、補助金または補助券の発行等、助成を行ってください。

以上

（要望趣旨）

厚生労働省の通達において、鍼灸マッサージの施術所は、病院・診療所等と同じく医療施設となっています。そのため、「休業要請外施設」として、緊急事態宣言下においても、「鍼灸マッサージ施術における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づき、施術者及び患者の検温、消毒の徹底、リネン管理、室内換気、施術者・患者のマスク着用、密を避けるための予約患者数の制限等、感染予防対策を行いながら、府民の命と健康を守るために日々施術を続けているところです。

　しかし、このような対策をとっても、一般患者にとっては、感染リスクを伴うと感じるため、医療機関同様に「患者が多く集まる場所」という印象があることと、外出の自粛要請に伴い、来院数が激減しているのが現実です。加えて、往療を伴う患者においては、3月～6月の4カ月間、ほとんどの介護施設において入室が制限されたため、施術が休止となった影響もあり、大きな収入減につながっています。しかし、ほとんどの施術所が多大な影響を受けているにもかかわらず、売上50％減に至らない施術所においては、何の対策支援も受けられていない状況です。

　このような状況下、マスクや消毒液等の衛生材料の流通が停滞し、医療機関や介護施設は、優先的に国や地方自治体の支援が受けられましたが、鍼灸マッサージの施術所は対象外であり、営業に必要不可欠な衛生材料を通常より高額で購入して対応せざるを得ませんでした。「休業要請外施設」として医療機関と同じ位置づけにあり、また医師と同じ医療従事者として、府民の命と健康を守るために感染リスクと闘いながら施術しているにもかかわらず、政府による政策や制度によって支援が受けられないという不平等が起きていることを大変残念に思います。

　また、国の令和2年度第2次補正予算では、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」として、医療機関や介護施設・事業所を対象とした感染症対策に要する物品購入等の事業者支援がなされるようになりました。しかし、この支援においても、鍼灸マッサージの施術所は含まれておらず、取り扱いの是正を求めるところです。

　このように、府民の健康を守る、鍼灸マッサージ師が経営の危機に立たされている状況を踏まえ、医療機関や介護施設と同様に衛生資材の確保や、感染症対策に係る費用等について、京都府からの支援をご検討ください。

また、鍼灸マッサージ施術所等に対する感染対策支援金支給などを実施している他の県の状況等も踏まえ、京都府においても施術師に対する手厚いご支援等の対応をしていただけるよう、切にお願い申し上げます。